

雇用保険の改正のお知らせ

～高年齢雇用継続給付の支給率の変更について～

令和7年4月1日から、高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます。

高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付とは・・・

60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）の施行により、**令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変わります**ので、お知らせします。

具体的には、

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日）が

令和7年3月31日以前の方・・・各月に支払われた賃金の15%（従来の支給率）を限度として支給されます。

令和7年4月1日以降の方・・・各月に支払われた賃金の**10%**（変更後の支給率）を限度として支給されます。

令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下 （61%以下）	各月に支払われた賃金額の10% （15%）
64%超 75%未満 （61%超 75%未満）	各月に支払われた賃金額の10% （15%） から0%の間 で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※（）内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。

※ 支給限度額・最低限度額の取扱いに変更はありません。

<対象の方>

令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その日時点で、被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日）**を迎えた方**が対象となります。

支給の申請の方法等、詳細につきましてはハローワーク等でご確認ください。